

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 7 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(台湾産ウーロン茶のカルバリル)

標記については、令和 3 年 11 月 10 日付け薬生食輸発 1110 第 1 号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、自主検査を実施することとしたところです。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、台湾産ウーロン茶及びその加工品について、カルバリルに係る検査命令を実施するようお願いいたします。

(参考)

令和 3 年 12 月 3 日現在のカルバリルに係る検査命令受託可能検査機関

- 一般財団法人 食品環境検査協会
- 一般財団法人 新日本検定協会
- 一般財団法人 東京顕微鏡院
- 一般財団法人 日本食品検査